

第 172 回 福島県都市計画審議会

年月日 平成 27 年 8 月 3 日 (月)
時間 午後 3 時～
場所 福島テルサ 3 階
大会議室 あぶくま

(事務局)

それでは、定刻となりましたので、ただいまより第 172 回福島県都市計画審議会を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、ご多忙のところ、また、お暑い中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私は、本日の司会を務めさせていただきます福島県都市計画課の木沢でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

はじめに、事務局より傍聴される皆様に申し上げます。お配りしました「福島県都市計画審議会傍聴要領」の内容を遵守して、傍聴されますよう、お願いいたします。

次に、委員の皆様配布しております資料のご確認をお願いいたします。

1 つ目が次第、2 つ目が A4 横のサイズで議案書、3 つ目が資料 1「議案第 1993 号 富岡都市計画道路の変更について」、A4 縦でございます。それから資料 2「浜通りの都市計画区域マスタープランについて」、次第を含めると 4 種類の資料でございます。よろしいでしょうか。不備があれば事務局の方にお申しつけください。

次に審議会の開催に先立ちまして、委員改選により新たに就任されました委員をご紹介します。なお、新たな委員名簿につきましては、議案書の 6 ページに記載しておりますのでご覧ください。

福島県町村議会議長会会長の任期満了に伴う委員改選により、目黒静雄委員が退任され、後任には佐藤一美委員が新たに就任されました。本日は所用のため、欠席されております。続きまして東北地方整備局長の人事異動によりまして、縄田正委員が退任されまして、後任には川瀧博之委員が新たに就任されました。本日は所用のため、代理人といたしまして、東北地方整備局磐城国道事務所の酒井幸一様にご出席いただいております。なお議席番号 19 番の横田委員におかれましては所用によりまして 30 分ほど遅れて出席するとの連絡がありましたので、ご報告申し上げます。

ここで、平成 27 年度第 1 回目の開催に当たり、福島県土木部都市担当次長 杉

明彦よりご挨拶申し上げます。

(次長)

土木部都市担当次長の杉と申します。

平成27年度第1回目の福島県都市計画審議会の開催にあたり、ご挨拶申し上げます。委員の皆様には、ご多忙の中、ご出席をいただきましてありがとうございます。

また、皆様には日頃より県政の伸展並びに都市計画行政の推進に対しまして、ご理解とご協力頂いておりますことに、心から感謝申し上げます。

東日本大震災から五年目を迎えましたが、これまで県民の皆様とともに復旧・復興事業に取り組んできたことにより、被災地の希望を拓く道として常磐自動車道が全線開通しました。また、いわき市久之浜地区では久之浜防災緑地の植樹祭が開催され、相馬市においては、津波被災地等沿岸部への盛土材の安定供給に向けて、相双管内公設土取場が開設されるなど、復旧・復興事業の加速化が少しずつ着実に図られております。

県といたしましては、今年を復興の序章から新たなステージへと進めて行く年として、更なるスピードアップを意識しながら、復旧・復興工事を着実に進め、新生ふくしまの実現に向けて、全力で取り組んでまいります。

さて、本県の都市政策につきましては、人口減少等の状況変化を踏まえ、基本理念である「都市と田園地域等との共生」に基づく都市づくりを進めていくこととし、中通り、会津地方に続きまして、浜通りの都市計画区域マスタープランの見直しについて進めているところであります。

今回の審議会においては、まさに復旧・復興の中心となります、浜通りの富岡都市計画区域における都市計画道路の変更についてご審議いただくこととしております。

委員の皆様には、それぞれのご専門の立場から忌憚の無いご意見を賜りますようお願い申し上げます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

(事務局)

それでは、議事に移らせていただきます。

福島県都市計画審議会会議運営規則第五条に基づき、審議会の議長は、会長がこれにあたることとなりますので、山川充夫会長、よろしくお願い申し上げます。

(議長)

それでは、暫時、議長を務めさせていただきます。最初に委員の皆様には、議事録作成の都合等によりまして、慣例上、ご発言の際にまず委員の議席番号、氏名から発言していただくとともに、円滑な議事進行にご協力いただきますようお願いいたします。

それでは、まず次第をご覧ください。

本日は、議案 1 件、報告事項 1 件、その他 1 件を予定しております。次に、議案書をお開きいただき、1 ページをご覧ください。本日もご審議いただき議案は、福島県知事から当審議会に諮問ありました 1 件です。都市計画法第 21 条第 2 項で準用する同法第 18 条第 1 項の規定に基づく議案が、議案第 1993 号の富岡都市計画区域における「富岡都市計画道路の変更について」の 1 件となっております。

次に出席委員数をご報告いたします。出席委員は 14 名で、うち代理出席者は 6 名でございます。これは福島県都市計画審議会条例第 7 条第 2 項に定める定足数に達しておりますので、本議案の審議は成立しております。

次に議事録署名人を定めたいと思いますが、これは慣例に従い、議長から指名させていただきますのでよろしいでしょうか。

(異議なし)

(議長)

ご異議ないようですので、ご指名申し上げます。7 番 根本友子委員、10 番 勅使河原正之委員のお二人をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

それでは、議事の審議に入らせていただきます。まず、議案第 1993 号「富岡都市計画道路の変更について」、事務局より説明願います。

(事務局)

県都市計画課の佐藤でございます。よろしくをお願いいたします。議案書の説明に入る前に、スクリーン及びお手元の資料により本案件を説明いたします。座って説明させていただきます。

それではスクリーンをご覧ください。お手元の資料 1 にまとめておりますので、こちらの 1 ページをお開きください。

議案第 1993 号富岡都市計画道路の変更について、路線は、3・4・102 号 駅前門口線及び 3・5・107 号 駅前本町線 2 路線が対象となります。

2 ページをご覧ください。こちらは、富岡町の市街地の航空写真です。今回、

ご審議いただく「駅前門口線及び駅前本町線の変更部分」は赤く着色している部分です。駅前門口線は町道になりますが、一部区間で県が管理する一般県道富岡停車場線と重複しております。駅前本町線は大部分が町道となっておりますが、今回は一括で県の都市計画審議会案件としております。

3 ページをご覧ください。これは、富岡都市計画区域の総括図です。赤色が今回の都市計画の変更部分、黄色が廃止する部分、うすい赤色が既に決定している部分となっております。ピンク色の線が土地区画整理事業の範囲です。駅前門口線は、起点が富岡町大字仏浜字釜田、終点が富岡町本町 2 丁目であり、延長が 1,710m、幅員 18m の幹線街路です。駅前本町線は、起点が富岡町大字仏浜字釜田、終点は富岡町大字本岡字本町であり、延長が 2,280m、幅員 12m の幹線街路となります。

4 ページをご覧ください。今回の都市計画道路の変更は曲田土地区画整理事業と関連することから、この事業の概要について簡単にご説明いたします。この土地区画整理事業の施工範囲は東西約 650m、南北約 850m の約 22 ha です。計画人口は約 800 人を見込んでいます。

東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故の影響により、富岡町の全町民が避難を余儀なくされており、富岡町では、比較的線量が低くインフラが整備されている曲田地区について、復興に資するまちづくりを進めていきます。早期帰還を目指すため曲田土地区画整理事業の中で、図のようにエリアを定め、拠点としての整備を行っていきます。なお、この土地区画整理事業の中は一部西側の商業エリア、情報エリアを除き避難指示解除準備区域となっており、除染作業を進めております。

5 ページをご覧ください。今回は交通広場の位置と、駅前門口線及び駅前本町線の起点を変更するものです。

6 ページをご覧ください。これは、変更前の状況を計画図に示したものです。黄色で着色されている路線が、駅前門口線であり、現在交通広場は含まれておりません。緑色に着色されている路線が、駅前本町線であり、交通広場から起点となっております。

7 ページをご覧ください。こちらは、今回の変更内容を示した計画図となっております。お手元の資料では 6、7 ページ上下で対比できるように並べております。黄色で表示されている駅前門口線は、交通広場を設け、その位置に合わせて起点の変更がございます。緑色で表示されている駅前本町線は、起点の位置が変更となります。また、起点から国道 6 号までの幅員が、12m から 10.5m へ変更となります。

8 ページをご覧ください。変更内容について路線ごとに整理したものでございます。駅前門口線の変更内容です。起点の変更と交通広場が追加となっております。

ます。

9 ページをご覧ください。駅前本町線の変更内容です。起点の変更と交通広場の廃止、幅員の変更となっております。

10 ページをご覧ください。駅前本町線の幅員の変更ですが、現在、富岡町では避難道路を図の緑色のように計画しております。国道 6 号から東側は、道路に連続性をもたせるため、②-②' 横断図のように車道 2.75m、片側歩道 2.5m の道路を整備いたします。この幅員は、沿岸部からの避難道路との整合と周辺の土地利用を考慮したものとなっております。なお、緊急時に両側に車が停められた状態でも安全に避難ができるように、両側の路肩の幅を広くしております。

11 ページをご覧ください。現況写真をご覧ください。①が駅前広場の予定地でございます。②は現在の富岡駅から駅前本町線を見た写真です。③は駅前本町線の新しく起点となる方向を見た写真です。以上で資料の説明を終わります。

次に、議案書の説明を行います。議案書の 2 ページをお開きください。

議案第 1993 号、富岡都市計画道路の変更について、1 都市計画道路中 3・4・102 号駅前門口線及び 3・5・107 号駅前本町線を次のように変更いたします。

種別 幹線街路、名称 番号 3・4・102 号、路線名 駅前門口線、位置 起点、富岡町大字仏浜字釜田、終点 富岡町本町 2 丁目、区域、延長約 1,800m を約 1,710m に変更します。構造形式 地表式、車線数 2 車線、なお富岡町大字仏浜字釜田地内に約 3,000 m²の交通広場を設けます。議案書 3 ページになります。

種別 幹線街路、名称 番号 3・5・107 号、路線名 駅前本町線、位置 起点、富岡町大字仏浜字釜田、終点 富岡町大字本岡字本町、区域、延長約 2,190m を約 2,280m に変更します。構造形式 地表式、車線数 2 車線、最大最小幅員については 12m~18m を 10.5m~12m に変更となります。なお、交通広場については廃止となります。4 ページをお開きください。理由につきましては、先ほど資料で説明いたしましたので、省略させていただきます。

参考として、都市計画案の縦覧及び意見書の提出でございますが、平成 27 年 7 月 7 日から平成 27 年 7 月 21 日まで案の縦覧を行いました。意見書の提出はありませんでした。

以上で説明を終わります。

(議長)

ただいまの説明について、ご質問、ご意見はございませんか。

(17番 宮本委員)

17番宮本です。今回の都市計画道路の変更については、既に都市計画決定がされていて、土地区画整理も進められていた途上で震災があったということ、中断していたということだと思のですが、変更にあたってこの地域の将来像ということを見据えながらまちづくりを進めて行くということが基本になくはないと思います。国において、地域全体避難区域の将来像をどうしていくのか、今議論されているわけですが、富岡町のこの地域においては将来像の中では、どのような位置付けがされているのかということですね。県はどのように把握しているのかをお聞きしたいと思います。それと国の復興指針改訂版によれば、帰還困難区域を除いては、これから2年後の2017年3月までには避難解除を行うと国の方針としてわかるわけですけど、この地域については、避難指示解除に向けた取組、条件整理がどういう段階にあるのか、それとの関係でまちづくりを考えていく必要があるだろうと思いますので、その辺の見通しについて、まず、お聞きをしたいと思います。

(議長)

はい。事務局。説明をお願いいたします。

(事務局)

はい。まず、1点目の将来像を検討している中で、富岡町でどのように位置づけられているかという点でございますが、富岡町では富岡町災害復興計画（第2次）ということで平成27年6月に示しております。その中で、曲田地区においても市街地復興先行ゾーンとしまして、居住環境や生活サービス機能の集約の充実を図り、町の再生の第一歩として先行的に市街地復興を進めていくことにしております。国もこの方針に沿って検討しているということを確認しているところであります。2つ目でございますが、復興に向けた条件整理の見通しということでございますが、この曲田地区につきましては、早ければ平成29年4月に戻れるように整備を進めていくと聞いております。以上でございます。

(議長)

はい。どうぞ。

(17番 宮本委員)

町の復興計画でこの地域を拠点に位置付けているということですが、問題は住民の皆さんが地域のどういう再建を望んでいるのかという関係があると思うんです。住民の帰還、今の段階で希望されている方はどのくらいいるのか、帰

還困難区域を除いて居住制限区域と避難指示解除準備区域、一応解除されることを前提に考えますと、13,000人位の人口があったわけで、これでどの位の住民の帰還が見込めるのか、その人口設定とまちづくりと、どういう関連性を持たせるのか分からない部分があるので、その辺の見通しについてももう少し詳しくお話を聞かせていただけませんか。それと先程の説明で曲田地区のエリアの中で情報エリアと商業エリアを除いて、避難解除準備区域だと話がありましたね。ということは、情報エリアと商業エリアは、まだ比較的線量が高いという地域だということなのか、現状がどうなっているのか、まだ線量が比較的高い地域に商業エリアのような設定をしていいのだろうかと心配がありますので、そういうエリア設定を前提にして道路の計画を立てるわけですね。この辺の関係も少しお聞かせいただけますか。

(議長)

はい。事務局。

(事務局)

はい。まず、住民の意向をどの程度把握しているのかということですが、今のところ正確に数字は把握しておりませんが、帰還する、しない、今は判断できない、を含めたあらゆる町民の意向を聞き取っている状況でございます。全員戻ると1万数千人ということになります。まずは曲田地区で800人を見込み動いていくことが富岡町の考え方でありまして。あと線量についてですが、今現在、曲田地区で先行して除染している地域、駅前周辺ですと $0.17\mu\text{Sv/h}$ 程度であります。商業エリアにつきましては、現在 $0.96\mu\text{Sv/h}$ 位だと聞いております。ここの地区においても除染を進めているところであります。以上です。

(議長)

はい。どうぞ。

(17番 宮本委員)

ありがとうございます。曲田地区については800人位の人口集積の考えであると。これはこの地域に住んでいた人が800人いたからそうだという考えではないのですよね。地元の人口をどのくらい見込んで、外から流入する人口をどのくらい見込むのか、という想定があればお聞かせください。それから、商業地域の線量 $0.96\mu\text{Sv/h}$ というのは低くはないですね。これから除染をやると思うけど、除染の目標設定をどの程度において除染を進めるのか、それから、今日(の議案)はこの区域内のことですが、富岡町全体に戻るにあたってのイ

ンフラ整備、国直轄ですから除染の進捗状況はどうなっていて、除染の効果がどの程度あらわれているのか、この辺についてお聞かせください。

(議長)

はい。事務局。

(事務局)

まず、外からの流入など人口の算定の件ですが、町で推計しております 2025 年時点で帰還する町民の人口を 2,500 人、町外から移り住む人口を 1,600 人として推計人口 4,100 人としている状況でございます。除染の目標と今の状況ですが、画面の方に状況を映しています。現時点で除染の進捗でございますが、道路については 6 割少し進んでおります。宅地については 2 割程度、農地についても 2 割程度、森林については 4 割程度進んでいる状況でございます。引き続き除染を行っていく状況でございます。

(議長)

はい。どうぞ。

(17 番 宮本委員)

今の除染の進捗状況で道路は 6 割、森林が 4 割とお話をいただいたのですが、この森林は何を指すのですか。生活圏森林除染のことですか。

(事務局)

はい。確認させていただきます。

生活圏森林除染のことです。

(17 番 宮本委員)

今までそこに住んでいた皆さんが戻ってこられるのが 2,500 人おられるわけで、2 割にもならない、10 数%。そしてその他に町外から 1,600 人を呼び込むということですが、ここに実際 1,600 人の人口集積が見込めるのかが大変気になるところですね。それによって町の形態も変わってくると思うのです。1,600 人の町外からの人口はどういう形で町に呼び込むのか、裏づけといいますか、何を根拠にしてこの計画を立てているのでしょうか。

(議長)

はい。どうぞ。

(事務局)

富岡町復興まちづくり計画での見込みということですが、町外から移り住む人口 1,600 人につきましては、町内に居住する廃炉技術者、作業員などについて 1,600 人と見込んでおります。

(17 番 宮本委員)

それと避難指示の解除で帰還が始まるのは平成 29 年 4 月以降、4 月からですか。平成 29 年の 3 月それまでには解除するという復興指針の改定版の中身になっていますけど、そういう点では 4 月から、国の指針に基づいたものだと思いますが、避難指示の解除に向けてのインフラ整備の一環だと、私たちが議論している拠点整備の計画を出すのも一つだと思いますけど、私が手元に持っている資料の中で、浪江町が国との間で確認をした、避難解除に向けた条件整理といますか、その中には、さまざまな条件がありまして、電気、ガス、上下水道、主要交通、通信など、日常生活に必要なインフラや医療、介護、郵便などの生活関係サービスが概ね復旧し、子供の生活環境を中心とする除染が十分に進捗した段階で県、市町村、住民との協議を踏まえて避難解除の時期を決定するという事になってるんですね。このインフラの様々な条件整理が富岡町の場合は、平成 29 年 4 月までの間にどういう所まで整備される見通しなのか、それとの関係でまちづくりが規定されていくのであろうと思うんですよね。この辺のインフラ整備の見通し、県としてはどのように見込んでいるのか。この辺についてはいかがですか。

(議長)

はい。事務局。

(事務局)

今、宮本委員がおっしゃった通り、避難指示解除の判断をする際には、除染の効果、インフラ復旧・整備の状況、生活関連サービスの復旧見込み、追加被ばく線量について十分な検証をすること、除染と廃棄物の処分場の十分な監視を行ったうえで、避難指示が解除できる状況に至っているかを見極めることが必要と考えていますので、避難指示解除はそういったことを確認しながら町民に意見を聞きながら、町と一緒に考えていくことにしております。

(議長)

よろしいですか。資料 1-4 ページの土地区画整理事業ということと、今日の

都市計画道路の変更がどういう繋がりになっているのかということですよ。極端に言えば、この都市計画道路の変更がないとこの土地区画整理事業が進まないのかということに関わってくる。そうすると土地区画整理事業を前提としてこの都市計画道路を変更することになるので、そうすると宮本委員が言った質問になるということです。この辺の関係性はどのようになっているのですか。

(事務局)

今回この路線を変更しなければ、土地区画整理を上手く進めることができないのかということですが、道路の変更が前提になってきます。駅とも関係がありますので。

(議長)

かなり関係するということですね。宮本委員、さらにご質問があれば。

(17番 宮本委員)

今の会長の発言とも関係していますけど、駅前広場を移動させることによって土地区画整理の計画がどのように意味合いが変わってくるのか、この関係がよく分からないということと、エリアのゾーニングとの関係でこの変更がどう意味合いを持つのかということがよくわからなかったので、その辺もお聞かせください。

(議長)

よろしいですか。どうぞ。

(事務局)

はい。今回、土地区画整理につきましては、駅前を中心にまちの復興という点があります。あともう一つ、避難道路として今の駅舎を通るルートとして今回お示ししましたが、こちらにつきまして橋が架かる位置と現在の交通広場が重複する為、交通広場を移設する必要性が生じたことが一つの理由となっております。

(議長)

宮本委員よろしいですか。それではそのほかの委員に方ご質問があれば。いかがでしょうか。

(3番 佐藤委員)

3番 佐藤玲子と申します。ちょっと教えていただきたいのですが、資料1のスライド10枚目、既存の方は両側2.5mの歩道があるのですが、これから先の計画変更案は、片側になっていますが、片側になってしまう理由はどうしてでしょうか。お聞かせください。途中から片側になってしまうというのは、横断したりとか出てくるわけで、あるいは3番(スライド4枚目)のところだと、これから先の計画では駅前エリアになる部分かと思うのですが、スライド10枚目でいうと③-③'の見た目のところ、これが片側だけに歩道がつくということなのでしょう。駅前のナーバスな問題として人口が減っていくということで、商店が両側に立ち並ぶイメージが難しいのかと思うのですが、ただどうしてそのようなことになるのか。計画の避難道路が片側に歩道3.5mになっている。片側だけの歩道を広くとるといふ意図はどういうことなのか、教えてください。

(議長)

はい。事務局。

(事務局)

まずは、駅前本町線の歩道が片側になることですが、今回のこの位置、起点から国道6号へ至る部分が、曲田土地区画整理事業の端の部分になっております。近年の社会情勢から事業範囲の見直し縮小、都市的な土地利用が減退したことが片側歩道にする理由でございます。あと一つは震災を考え避難道路の必要性が高まったことから、避難道路との整合を図り、片側歩道にしたということです。今回の両側歩道の部分は、土地の制約とか社会情勢の影響がありまして、駅から北側は両側歩道、土地利用を制限される区画は片側歩道としての連続性を確保している。こちら(駅から北側)は両側で人の往来とかを検討していく範囲にしております。

(3番 佐藤委員)

そうしますと、駅より北側の道がメインの通りと想定するから、南側の通りは片側でということになるのですね。わかりました。

(議長)

よろしいですか。

(3番 佐藤委員)

避難道路がどうして片側だけ広いことになるのでしょうか。

(議長)

はい。事務局。

(事務局)

避難道路は右手（交差点東側）の幅員と（交差点西側とで）同じになっております。③-③' の 3.5m というのは、駅から（交差点まで）3.5m の歩道を確保しているということです。

(3 番 佐藤委員)

わかりました。

(議長)

そのほかご質問、ご意見はございませんか。いかがでしょうか。よろしいですか。まだ、宮本委員ありますか。よろしいですか。

(17 番 宮本委員)

では、1 点だけ。

(議長)

はい。

(17 番 宮本委員)

実際のまちづくりはですね、様々なインフラ整備の状況を見ながら町民の皆さんが判断をせざるを得ないだろうと思います。だからその際に、どういう整備が進むのか、それが 1 つの要件になって行くだろうと。それによってまちづくり、今後の将来の姿も変わって行くのだらうなど。住民の皆様が決めていくしかない、こういうことなのだろうと私は理解をしております。この通りに進むかどうかはなんとも言えないというのが率直なところですよ。ただ、今の避難道路の話もありました。それで、避難道路もそうだけど、この津波を防いでいく構造ですよ。堤防と道路と防災林の沿岸で三重の津波防災機能を持たせる計画として進められてきましたね。この地域についてはその計画はどうなっているのか、確認しておきたいなと思いました。

(議長)

はい。事務局。

(事務局)

はい。海側につきましては、JR 常磐線がありまして、海との間につきましては、町では、復興祈念ゾーンとしまして海岸防災林の計画で線路から西側の津波被害を抑えるということで考えております。

(17 番 宮本委員)

防災林ですね。堤防はどうですか。

(事務局)

堤防につきましては、(高さ) T.P. +8.7m で平成 29 年度末に完成予定です。

(17 番 宮本委員)

たしか、今までですと、堤防の高さは基本的に T.P. +7.2m じゃなかったかな。これは違うのですか。

(事務局)

区域によって T.P. +7.2m で整備している区域と、T.P. +8.7 m があり、この区間は T.P. +8.7 m です。いわきとの境からまた T.P. +7.2m になるということで、堤防の高さを設定しております。

(17 番 宮本委員)

そうしますと、この堤防の高さの違いは、来た津波の高さの違いという事ですか。

(事務局)

今回、津波と高潮で検討しまして、こちらは津波の影響が大きいということで T.P. +8.7m に設定しております。

(17 番 宮本委員)

実際、何 m の津波がきましたか。

(事務局)

町が確認した浸水高では、12m という話でした。

(議長)

はい。よろしいですか。私の方から質問です。この土地区画整理事業は復興計画（第二次）を元に作成ということですが、この土地区画整理事業はいつ確定するのか。これはもう決まっているのですか。事務局。

(事務局)

はい。今事業を進めておりまして、今回の換地の変更を今年度中にやるということです。事業につきましては平成30年度を目標としています。

(議長)

はい。よろしいでしょう。土地区画整理事業の骨格となる道路ですので復興計画に沿う形で進められるということ、こういう理解でよろしいですね。他よろしいでしょうか。それでは、変更に関して、ご異議ございませんか。

(異議なし)

「ご異議なし」と認め、議案第1993号「富岡都市計画道路の変更について」は、原案のとおり同意するということに決定いたします。

それでは、次に、次第の3番、報告事項を事務局よりお願いいたします。

(事務局)

議案書5ページをお開きください。

第171回福島県都市計画審議会に付議された案件は、次の通り告示及び公告されました。議案番号、議案名、告示年月日、告示番号の順で報告いたします。

はじめに、議案第1990号県南都市計画道路の変更について、平成27年4月10日、福島県告示第276号。次に議案第1991号喜多方都市計画道路の変更について、平成27年4月10日、福島県告示第277号。議案第1992号会津坂下都市計画道路の変更について、平成27年4月10日、福島県告示第278号でございます。以上で報告を終わります。

(議長)

ただいまの報告に関して、ご質問等ございますでしょうか。

それでは、ご異議も無いようですので、次に次第の4番、その他の(1)浜通りの都市計画区域マスタープランについて、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

それでは資料 2 により浜通りの都市計画区域マスタープランについて報告いたします。

2 ページをご覧ください。前回の都市計画審議会で第 7 回及び第 8 回都市政策推進専門小委員会の内容について、中間報告させていただきました。その後、第 9 回都市政策専門小委員会を平成 27 年 5 月 24 日に開催し、各委員の専門テーマの発表を踏まえ、浜通りの都市づくりの基本方針について議論して参りました。その結果を報告いたします。

3 ページをご覧ください。これまでの基本方針に加え、浜通り独自の基本方針を「安全で安心な暮らしを支え、人と人をつなぎ復興をリードする都市づくり」といたしました。

4 ページをご覧ください。こちらは、前回の都市計画審議会で中間報告の際にいただいた主な意見になります。3 点ほど記載しております。

5 ページをご覧ください。いただいた意見に対しまして、整理した内容となっております。今後の浜通りの都市計画区域マスタープランの見直しの進め方についてですが、関係市町で随時見直しが行われている復興計画との整合を図ります。市町村マスタープラン等関連計画の検討と歩調を合わせながら進めていきます。関係市町、地域住民参加の地域懇談会などを通じて、プラン見直しの反映に努めます。

浜通り地方の見直しについてですが、相双北といわきの区域マスタープランとなりますが、浜通り地方全体の整合性を考慮した見直しとするため、見直しに先立ち浜通りの都市づくりの基本方針を定めます。

計画期間については 10 年後を目標年次としますが、相双南については、帰還のスケジュールに合わせた柔軟な計画期間の設定や見直しの必要性について検討して参ります。

6 ページをご覧ください。こちらに記載しております「小さな拠点のイメージ」「コンパクト+ネットワーク」「避難者のためのまちづくり」「福祉、介護、医療、商業のまちづくり」「海外のまちづくりの状況」について、各委員の専門の見地から発表をいただき、浜通り独自の基本方針を検討しました。

7 ページをご覧ください。こちらは前回の審議会でもご報告した内容ですが、第 8 回都市政策推進専門小委員会でも出された意見をまとめたものです。

8 ページをご覧ください。この資料は 7 ページの意見に対しまして第 9 回都市政策推進専門小委員会で説明した内容です。震災前後の人口動向については、都市計画基礎調査にて現住人口をベースに流出避難者と受入避難者の状況を把握し推計を行いました。将来人口については、今年の国勢調査結果が出たのち、改めて推計を行う必要があります。震災前後の産業の変化については、既存デ

一タからの定量的解析は難しいことから、関係自治体の意見も聞きながら地域の現状を定性的に把握していくことが必要だと考えております。

9 ページをご覧ください。浜通りの都市づくりの視点について、今回の推計では反映しきれない面はありましたが、中長期的な人口減少が不可避であることは示されました。また、今後の人口減少への対応というのは、浜通り地域の一つの大きな視点となります。浜通りの都市づくり基本方針について、第8回都市政策推進専門小委員会で頂いたご意見から、反映すべき方向性をお示ししております。県民一人ひとりのやる気を起こす、地域に即する、お役所的でない柔らかい言葉、安全・安心、人に対するケアなどがキーワードとして挙げられました。

10 ページをご覧ください。こちらが、各委員の専門テーマの発表を受け、出された意見をまとめたものとなっております。7点ほどお示ししております。いずれも検討における重要な意見が出され、基本方針について議論してまいりました。

11 ページでございます。こちらは主な意見質問です。避難によって状況も違うので、地域の個性を生かすことや「復興をリードする」と書くことで、普通の都市づくりよりも強い意味合いがあり、今回「復興」という言葉を入れたのは、浜通りの復興は今後10年、20年続くかもしれないので、復興を第一に考えているという説明となります。このような過程を踏まえまして、浜通りの都市づくりの基本方針を「安全で安心な暮らしを支え、人と人をつなぎ復興をリードする都市づくり」と決定いたしました。

12 ページをご覧ください。今後の浜通りの都市計画区域マスタープラン見直しのスケジュールですが、今年度は市町と連携し、地域懇談会や地域の意向調査を行うこととしています。平成28年度は、素案作成、小委員会開催、地域懇談会、関係機関協議、そして平成29年度は、原案作成、パブリックコメント、小委員会開催、公聴会といった手続を経て都市計画決定の告示を予定しております。

資料の最後にA3版横で「浜通り（双葉地方を除く）の都市計画区域マスタープランの見直しの流れ」を配布しておりますが、これまでの説明をまとめたものとなっております。

以上で報告を終わります。

(事務局)

それではご質問ご意見を頂きたいと思っております。

前回中間報告した際に、この審議会でご質問ご意見ができました。それを受け止める形で専門小委員会を開きました。中でも、小委員会の各メンバーから専

門的な観点から、いろんなアドバイスを含めた形で発表していただいた。これは、この先具体化していくので役立てていけるのかなと思っております。さらにここで注文つけていただければと思います。よろしく願いいたします。いかがでしょうか。

(17番 宮本委員)

17番宮本です。この浜通りの都市計画区域マスタープランを考えて行く上で、先の時も言ったのですが、住民の皆さん戻りたい、まちの復興と一緒にあって取り組みたいと思っている方いらっしゃるわけですね。そういう皆さんの意向がこのマスタープランの見直しにどういう風に関わって、今、計画見直しが進められているのかというあたりを、もう少し具体的な形で、お聞かせいただければいいかなと思います。ただ、今年、地域の懇談会や地域の意向調査もやるということなので、単なるアンケートで住民の意向を聞くというのは、それだけではないと思うんです。以前行きました会議で車座会議をたくさん行っていく提起がなされた話をしましたけど、そういうざっくばらんに住民の意見を聞くような場所をもっといっぱい作っていく必要があるだろうと思っています。区域マスの見直しに当たっても、もっと（場所を）作る必要があるだろうと思っているものですから、具体的に小委員会の中でもどんな意見聴取のやり方をされているのかお聞かせいただきたいのと、先程の見直しの経過、取組に当たっての、国勢調査の結果を見ながら、今後のことを更に検討していくというくだりがありました。国勢調査は10月1日の時点でここにどういう人が何人住んでいるのかを調べることになりますよね。そうすると、避難が解除されるであろう檜葉町を除いては、避難解除になっていませんよね。だから、避難区域については、今まで通りの国勢調査のやり方をすれば、実際は人口0の自治体ということになっていくだろうと思うんです。今まで想定されなかった事態が起きていますので、今度の国勢調査というのは、浜通りの調査はどういう方向でやられることになるのか、それがまちづくりの資料としてどの程度の参考になるもの出来上がってくるのか、この辺のところをもう少し詳しくお聞かせいただけますか。

(議長)

はい。なかなか答えづらいかもしれませんが。分かっているところで。

(事務局)

まず、今年進めるのは相双北といわきとなります。これから委託をしましてどういった形で地域に入って行くか検討していきたいと思っています。ただ、震災

前に一度やったものもありますので、そちらと対比しながら、今回どのような形がいいのか、関係市町と調整しながら進めていきたいと思います。次の国勢調査の件ですが、実際の都市計画基礎調査は基本的に平成 29～30 年になると思います。国勢調査の速報値が入ってきた時点で、できるだけ反映していきたいと考えております。相双北で避難指示が出ているのは小高区だけですので、その状況を見据えて今後基礎調査に反映させていきたいと思っています、

(議長)

はい。今日の報告は相双北ですので南ではなく。

(17 番 宮本委員)

小高は 0 になりますよね。

(議長)

(事務局に) いいですか。0 になりますよねということですが。

(17 番 宮本委員)

10 月 1 日までに解除にならなければ、そうなりますよね。

(事務局)

その件につきましては、南相馬市と調整しながら確認していきたいと思いません。よろしくお願いします。

(17 番 宮本委員)

これは相双北という話でしたけど、避難地域全体のやり方なんですよね。10 月 1 日の国勢調査でも、人口 0 の自治体が出てきてしまう。今までのやり方とすればはっきりしている訳ですよ。こういう想定できないことが起きているわけで、今年の国勢調査のやり方は、国が特別な方法を検討しているのか、ないのか。これは国勢調査ですから市町村がやるというのではなくて、国の調査ですから、これは国として何らかの方法を考えているのかどうなのか、その点だけお聞かせいただければ結構です。

(議長)

はい。事務局答えられますか。

(事務局)

申し訳ございませんが、そちらについては把握しきれていない状況です。

(議長)

はい。そういうことで少し消化不良かもしれませんが。他にいかがでしょうか。人口推計についてはですね、小委員会でも事務局の方にかなり突いたのですが、なかなか住民票レベルでも十分つかめていない、市町村レベルでも実際どうなっているのか、つかめていないというのが実態なので、その辺で地域の懇談会を通じて実態を把握、数字的には難しいかもしれませんが、把握をしていくと。それから国勢調査については、事務局の方では調査の仕方について情報をもっていないということですので、ここでは答えられないということになります。他よろしいでしょうか。

それでは、本日の審議事項は、以上でございます。終始慎重に議論していただきましてありがとうございました。事務局にマイクをお返しします。

(事務局)

委員の皆様におかれましては熱心なご審議ありがとうございました。

以上をもちまして、第 172 回福島県都市計画審議会を終了させていただきます。本日は、誠にありがとうございました。

(開催時間 1 時間 11 分)

以上の通り相違ないことを証します。

7 番 根本 友子

10 番 勅使河原 正之